ロ　イは、仮名加工情報取扱事業者による特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用することができる一定の記述等が含まれる仮名加工情報の取扱い及び匿名加工情報取扱事業者による当該記述等が含まれる匿名加工情報の取扱いについて準用するものとする。（第四十二条第四項、第四十六条の二関係）

⑼　十六歳未満の者の個人情報等に係る規律

イ　十六歳未満の本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが取り扱われているときは、一定の場合を除き、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができるものとし、個人情報取扱事業者は、当該請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、一定の場合を除き、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならないものとする。（第三十五条第九項、第十項関係）

ロ　個人情報取扱事業者等が十六歳未満の者の個人情報等を取り扱う場合においては、一定の場合を除き、「本人」とあるのを「本人の法定代理人」と読み替える等してこの法律の規定を適用するものとする。（第四十条の二関係）

ハ　個人情報取扱事業者等は、未成年者に関する個人情報等の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その年齢及び発達の程度に応じて、その最善の利益を優先して考慮した上で、未成年者の権利利益を害することがないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとし、未成年者である本人の法定代理人は、開示等の請求等又はこの法律の規定の同意をするに当たっては、当該本人の最善の利益を優先して考慮しなければならないものとする。（第五十八条の三関係）

3　行政機関等の義務等

⑴　漏えい等が発生した場合に、本人への通知が困難な場合に加えて、本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合として個人情報保護委員会規則で定める場合も、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとることができるものとする。（第六十八条第二項関係）

⑵　統計作成等を目的とする場合の特例

イ　行政機関の長等は、専ら統計作成等の目的のために保有個人情報を提供するときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができるものとする。（第六十九条第二項第四号関係）

ロ　2⑹イにより取得された要配慮個人情報等を取り扱う行政機関の長等は、一定の場合を除き、当該要配慮個人情報等を、公表されている内容の統計作成等を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならないものとする。（第七十二条の三第一項関係）

ハ　2⑹ロにより個人情報又は個人関連情報の提供を受けた行政機関の長等は、インターネットの利用等の方法により、一定期間、統計作成等の内容等の事項を継続して公表しなければならないものとする。（第七十二条の三第二項、第六項関係）

ニ　2⑹ロにより提供された個人情報等又は個人関連情報等を取り扱う行政機関の長等は、一定の場合を除き、公表されている内容の統計作成等を行うために必要な範囲を超えて取り扱ってはならないものとする。（第七十二条の三第五項、第九項関係）

ホ　2⑹イにより取得された要配慮個人情報等又は2⑹ロにより提供された個人情報等若しくは個人関連情報等を取り扱う行政機関の長等は、一定の場合を除き、当該要配慮個人情報等、個人情報等又は個人関連情報等を第三者に提供してはならないものとする。（第七十二条の三第十項関係）

ヘ　その他、2⑹ロによる提供に関して公表している事項を変更するとき等についての規定を整備する。（第七十二条の三第三項、第四項、第七項、第八項、第十一項、第十二項関係）

⑶　個人情報取扱事業者又は他の行政機関等から個人情報の取扱いの全部又は一部の委託を受けた行政機関等は、一定の場合を除き、その取扱いを委託された個人情報を、当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならないものとする。（第七十一条の二関係）

⑷　十六歳未満の者の個人情報等に係る規律

イ　行政機関等が十六歳未満の者の個人情報を取り扱う場合においては、一定の場合を除き、「本人」とあるのを「本人の法定代理人」と読み替える等してこの法律の規定を適用するものとする。（第七十一条の三関係）

ロ　行政機関の長等は、未成年者に関する個人情報等を取り扱うときは、その年齢及び発達の程度に応じて、その最善の利益を優先して考慮した上で、未成年者の権利利益を害することがないように必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとし、未成年者である本人の法定代理人は、開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求又はこの法律の規定の同意をするに当たっては、当該本人の最善の利益を優先して考慮しなければならないものとする。（第百二十五条の二関係）

⑸　連絡可能個人関連情報等の不適正な取扱いの禁止

イ　行政機関の長等は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により連絡可能個人関連情報を利用してはならないものとするとともに、偽りその他不正の手段により連絡可能個人関連情報を取得してはならないものとする。（第七十二条の二関係）

ロ　イは、行政機関の長等による特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用することができる一定の記述等が含まれる仮名加工情報の取扱い、行政機関の長等による当該記述等が含まれる行政機関等匿名加工情報の取扱い及び行政機関等から当該行政機関等匿名加工情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合における当該行政機関等匿名加工情報の取扱い並びに行政機関の長等による当該記述等が含まれる匿名加工情報の取扱いについて準用するものとする。（第七十三条第六項、第百二十一条の二、第百二十三条第五項関係）

4　個人情報取扱事業者等の監督

⑴　勧告及び措置命令

イ　個人情報保護委員会は、個人情報取扱事業者等に対して、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置に加えて、違反行為に係る事実の本人に対する通知又は公表その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置をとるべき旨を勧告又は命令することができるものとする。（第百四十八条第一項～第三項関係）

ロ　個人情報保護委員会は、勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益が害されるおそれがあると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対して当該勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるものとするとともに、個人の重大な権利利益を害する事実があるときのみならず、個人の重大な権利利益の侵害が切迫しているため緊急に措置をとる必要があると認めるときも、個人情報取扱事業者等に対して勧告を行うことなく命令することができるものとする。（第百四十八条第二項、第三項関係）

⑵　取扱関係役務提供者等に対する要請

イ　個人情報保護委員会は、⑴の命令（以下「措置命令」という。）を受けた個人情報取扱事業者等が当該措置命令に従わない場合において、当該個人情報取扱事業